

令和3年度 県立障害者支援施設の指定管理者募集に関する質問及び回答（令和4年2月25日公開）

No	施設名	質問項目	質問内容	回答
1	共通	募集要項 1-2 県立施設の運営 の基本的な方針	通過型施設として「地域に帰れるようにする」とは、具体的にはどういった暮らしを想定しているのでしょうか（自宅に戻る、一人暮らしをする、グループホームに入所する等）。	「地域に帰れるようにする」とは、必ずしも元の生活の場に戻ることを意味するものではなく、県立施設で様々な経験をした上で、本人が望む暮らしの場で生活することを指します。したがって、自宅で生活する、一人暮らしをする、グループホームに入所するのいずれも含まれます。
2	共通	募集要項 1-4 申請に当たって	「職員配置については民間の柔軟な発想に基づいて配置できる」とありますが、制約はありますか。	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年県条例第10号）及び三浦しらとり園は指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年県条例第8号）に定める職員配置基準を必ず満たす必要があります。また、業務の基準において、夜勤職員の配置数を定めています。それ以外には制約はありません。
3	共通	募集要項 1-4 申請に当たって	「運営開始当初に計画した職員数を雇用することが困難な場合や利用者支援の継続性や円滑な引継ぎのために必要な場合には、県又は現指定管理者から派遣を求める職員数を明らかにしてください」とありますが、いつどのように示せばよいでしょうか。	申請時に人員配置計画書（様式3）の「その他」覧に派遣人数を記載してください。
4	共通	募集要項 2 申請資格等 (2)エ	グループ申請では代表法人を決めて申請することになっていますが、指定期間中に代表法人を入れ替えることは可能でしょうか。	代表法人を変更することは、基本的に想定していません。
5	共通	募集要項 4 申請のための書類 (1)イ(カ)a	申請書類のうち事業活動計算書のフォーマットはありますか。	社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）の第23条で定められています（第二号第一様式）。 なお、社会福祉法人以外の法人の場合に、当該書類を作成し、提出する必要はありません。
6	共通	募集要項 4 申請のための書類 (1)エ(イ)	グループ申請にあたっては、必要事項が網羅されていれば、様式は任意でよいでしょうか。	任意の様式で結構です。なお、委任状については、委任者と受任者を明記し、委任する権限（例えば、応募関係書類の提出など申請手続に関する一切の権限）を明記してください。
7	共通	募集要項 5 選定方法等 (3)、 6 指定管理業務開始までのスケジュール	募集要項5(3)では「指定管理者候補の選定結果は、令和4年6月上旬」とあり、募集要項6では「県議会における議決 令和4年7月頃」とありますが、どちらが正しいのでしょうか。	県当局として候補を選定し、申請法人等に通知するのが6月上旬で、その後、議会に指定管理者の指定議案を提出し、それが議決されるのが7月頃となる見込みです。
8	共通	募集要項 14事業実施状況のモニタリング（監視）等 (1)	県よるモニタリングに要する経費は、県が負担するのでしょうか。	その通りです。ただし、「当事者目線の支援サポートチーム」には指定管理者の職員も参加していただくこととなりますので、これに要する旅費などの経費は指定管理者に負担していただくこととなります。
9	共通	募集要項 16その他の事項 (4)	ネーミングライツパートナー制度の記載がありますが、愛称が付される可能性はあるのでしょうか。	現時点では、県立障害者支援施設において当該制度を導入して愛称を付す予定はありません。

No	施設名	質問項目	質問内容	回答
10	共通	業務の基準 II 1 (3)エ	生活介護を入所者以外の方が利用することは可能でしょうか	入所者以外の方が生活介護サービスを利用することは可能です。
11	共通	業務の基準 II 1 (1)	新規入所者を受け入れる際には、県との調整が必要でしょうか。	入所選考基準の作成に当たっては県と協議が必要ですが、個別ケースの受け入れについては、同基準に基づき、指定管理者が判断することになります。
12	共通	業務の基準 II 1 (2)ウ(エ)	地域生活移行後の暮らしの場は、県立施設が所在する自治体とするのか、利用者の支給決定自治体とするのか、ご教示ください。	地域生活移行に関しては、本人が希望する場所で生活ができるよう支援してください。
13	共通	業務の基準 II 3	職員配置については、現在の入所者数に基づいて提案すればよいのでしょうか。	現入所者数を参考に、指定期間中の新規入所者数と地域生活移行者数を見込んでください。これにより算出された利用者を支援するのに必要な職員配置を提案してください。
14	共通	業務の基準 II 3	過去の募集では、時間帯ごとの職員数が明記されていましたが、今回は夜勤職員数のみが明記されています。それ以外の時間帯については申請者が必要と考える人数を配置すればよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	共通	業務の基準 II 3	男性ユニットと女性ユニットには、同性の職員を配置する必要があるのでしょうか。	県立施設は同性介助を原則としているため、同性の生活支援員を配置してください。
16	共通	—	日中活動について、土日を休みとしてよいでしょうか。	日中活動については、土日を休みとして提案していただくことも可能です。
17	共通	業務の基準 II 3	意思決定支援担当、地域生活移行担当、日中活動コーディネーター、心理担当等といった専門職員は兼務でもよいのでしょうか。	意思決定支援担当等の職名がついた職員については参考として示しているものであり、生活支援員については複数の業務を兼務する職員を配置するという提案をしていただくことも可能です。
18	共通	業務の基準 IV 3 (2)	収支計画書に減価償却費を計上することは可能でしょうか。	収支計画書は資金ベースで作成していただくため、減価償却費は計上できません。
19	共通	業務の基準 IV 3 (2)	令和4年7月に指定を受けてから令和5年3月までの準備期間中における職員募集の広告費や準備業務に従事する職員の人件費等の経費を、令和5年度の支出として計上することは可能でしょうか。	指定期間前である令和4年度中に発生する経費を、令和5年度の支出として計上することはできません。
20	共通	業務の基準 IV 3 (2)	当法人が運営する事業所の職員を令和5年度に指定管理施設に配置した場合、当該事業所に生じる欠員の採用に要する経費を、収支計画書に支出として計上することは可能でしょうか。	指定管理施設以外の経費を計上することはできません。

No	施設名	質問項目	質問内容	回答
21	共通	様式3	様式3の(注4)によれば、生活支援・日中活動・地域支援の3つの項目に分けた表に修正して用いることが可能とされていますが、兼務職員がいる場合には表示した方がよいでしょうか。	3項目に分けた表を用いて、兼務職員がいる場合には、兼務職員であることがはっきりわかるように明示してください。
22	共通	—	日にちを分けて申請書類を分割して提出することは可能でしょうか。また、可能な場合、県として申請書を受け付けた日はいつになるかご教示ください。	分割して提出することを可能とします。この場合、申請書の收受日はすべての書類が提出された日となりますので、副本も含めて令和4年3月22日(消印有効)までに必ず提出してください。
23	共通	—	県立施設の利用者がグループホームへ移行した場合に、県から家賃補助は出ますか。	移行先のグループホームが所在する市町村によっては家賃補助が出る場合がありますので、詳しくは各市町村に確認してください。
24	津久井	業務の基準II 2(7)ア	福祉従事者公舎は無償貸与の対象となりますか。また、部屋は何室ありますか。	福祉従事者公舎については指定管理者に無償で貸与します。ただし、管理運営に必要な経費は利用する職員からの使用料を充当し、指定管理業務とは区分して経理してください。 部屋は、1Kタイプが20部屋、3LDKタイプが6部屋、2LDKタイプが2部屋の計28部屋あります。 また、ゲストハウスの2階には1Kタイプが2部屋あります。
25	津久井	業務の基準III 2	現指定管理者は、日中活動として、外部に自前の活動場所を確保して行っているのか、また、指定管理者が変わった場合に、それらの活動を引き継ぐべきかご教示ください。	現指定管理者である法人が運営する生活介護事業所や、津久井やまゆり園近隣にある生活介護事業所などで日中活動を行っています。 令和5年度以降については、現指定管理者の取組みに関わらず、申請法人のノウハウやネットワークを活用して、利用者が地域に出て充実した日中活動を行えるよう、提案してください。(募集要項P3、P5参照)
26	津久井	—	8月に開所した津久井やまゆり園における給食業務委託料及び設備維持に要する委託料をご教示ください。	令和3年度(令和3年8月～令和4年3月)の実績見込額(契約額)は、給食業務委託料が21,824,000円、設備維持に要する委託料(警備・洗濯・廃棄物処理除く。)が12,393,000円です。
27	津久井	—	(報酬の加算対象となる)強度行動障害や重複障害のある利用者の人数をご教示ください。	令和4年1月時点で、重度障害者支援加算の対象となる利用者は31名です。
28	津久井	—	指定管理者が変わった場合、園内のLAN・電話といったネットワーク環境は新たな指定管理者が設置する必要があるかご教示ください。	LANケーブル等パソコンに関するネットワーク環境は新たな指定管理者でご用意ください。ただし、現指定管理者が整備した、LANケーブルで容易に取り外しができないもの等は残置となる場合があります。電話については電話機、回線とも現在使用しているものをご利用いただけます。
29	津久井	—	津久井やまゆり園の診療所については、指定管理者が変わった場合には、一旦廃止して、改めて、設置の届出が必要でしょうか。	津久井やまゆり園の診療所の開設者は神奈川県であるため、指定管理者が変わったとしても廃止の手続きは必要ありません。なお、提案内容(診療科目、医師等の配置人数等)によっては、県が相模原市保健所に変更申請又は変更届出をする必要が生じることから、その手続きに協力していただく可能性があります。

No	施設名	質問項目	質問内容	回答
30	芹が谷	業務の基準 I 1	「芹が谷やまゆり園」という名称は、利用者の意向を踏まえて変えることは可能でしょうか。	名称を変更することはできません。なお、「芹が谷やまゆり園」という名称については、名称案の公募を実施し、その中から利用者や家族会、地元自治会などの名称選考検討委員会における意見聴取を行った上で、決定したものです。
31	芹が谷	業務の基準 II 1 (2)エ(エ)	芹が谷やまゆり園では、日中活動として受注生産を含めてどのような作業を行っていますか。また、どのような法人との連携を行っていますか。	旧園舎を使っていた令和3年8月から11月までは参考資料8に記載してあるような日中活動を行っていました。受注作業としては上永谷駅前清掃を行っています。新園舎では、今までの活動をベースに工夫しています。横浜市内の社会福祉法人等と連携を行っています。
32	芹が谷	業務の基準 II 1 (4)	芹が谷やまゆり園の診療所では、地域で暮らす障害者等の診察を行っていますか。また、今後、そうした方への診察を積極的に進めてよいでしょうか。	保険医療機関であるため地域の方々を診療することは可能ですが、これまでは入所者を中心に診療してきました。今後、積極的に地域の方々への診察する場合には、関係機関との調整を進め、申請時にご提案ください。
33	芹が谷	業務の基準 II 3 (3)	指定管理者が変わった場合に、芹が谷やまゆり園の診療所の許可等の手続は新しい指定管理者が行うのでしょうか。また、現在雇用されている医師を引き続き雇用することは可能でしょうか。	芹が谷やまゆり園の診療所の開設許可申請は現指定管理者が行っていますので、指定管理者が変わった場合には、新たな指定管理者から横浜市に必要な手続を行っていただくことになります。また、医師を引き続き雇用できるかについては、指定管理者の指定後に、医師本人の意向を踏まえて、協議する必要があります。なお、医師を引き続き雇用したいという要望がある場合には、人員配置計画書（様式3）の「その他」覧にわかるように記載してください。
34	芹が谷	参考資料5	芹が谷やまゆり園は、現利用者が入所定員（60名）を割っていますが、その理由をご教示ください。	芹が谷やまゆり園は令和3年12月に新しい園舎が完成し、まずは、旧津久井やまゆり園芹が谷園舎に入所していた利用者を中心に受け入れを行っており、その後、新規の入所を順次進めているためです。
35	芹が谷	参考資料5	入所者の支給決定自治体や年齢をご教示ください。	別添資料①のとおりです。
36	芹が谷	参考資料5	短期入所の利用者の支給決定自治体をご教示ください。	芹が谷やまゆり園が開所した令和3年8月以降では、相模原市及び横浜市在住の方が短期入所を利用した実績があります。